

重要事項説明書

1 事業所の概要

(令和 7年 4月 1日現在)

事業所の名称	枝幸町ホームヘルプサービスセンター	
所在地	枝幸町北栄町1474番地1 (枝幸町保健福祉センター内)	
介護保険事業所番号	0176700599 号	
管理者及び連絡先	山岸由紀 枝幸町北栄町1474番地1 TEL 62-2601	
サービス提供地域及び種類	枝幸町一部 (旧枝幸町区域)	訪問介護・第1号訪問事業
サービス提供曜日・時間	平日 8時30分～17時15分 (祝祭日、12月30日～1月4日は休み)	
サービスの運営方針	事業対象者・要支援・要介護者の心身の特性を踏まえて、能力に応じて自立生活を営むことが出来るよう身体及び生活の援助を行います。援助に行うにあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。	
第三者評価の実施の有無	第三者評価は行っておりません。(年1度、自己評価の実施は有)	

2 当社協の概要

法人種別・名所	社会福祉法人 枝幸町社会福祉協議会
代表者	会長 清水喜郎
所在地・電話	枝幸町北栄町1474番地1 (枝幸町保健福祉センター内) TEL 62-2601
事業の概要	地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助し、地域福祉の増進を図るため社会福祉事業を実施していきます。

3 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	常勤	資格等
管理者	総合調整・業務の管理	1名	介護福祉士 (サービス提供責任者兼務)
サービス提供責任者	技術指導・介護計画作成	2名	介護福祉士 (内1名管理者兼務)
サービス介護職員	訪問介護の提供	5名	介護福祉士 (サービス提供責任者含む) 4名 実務者研修修了者 1名
事務担当職員	必要な事務	1名	社会福祉主事

4 サービス利用料及び利用者負担

- ① 訪問介護を提供した場合の利用料金は、国が定める基準によるもので利用者負担はその10%の額です。ただし、枝幸町が一定の条件で利用者負担を減額した時は、その減額した後の額が利用者の負担です。
- ② 訪問介護の提供が初回および過去2ヶ月において提供がなかった月、また利用者や家族の要請に基づき、提供予定にないサービスを緊急的に提供した場合には、国の定める基準により加算した額をいただきます。
- ③ 利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等があつて、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。
- ④ サービス利用料の一部が国が定めた限度額を超えてサービスを受けた時は全額利用者負担とします。

- ⑤ サービス提供地域におけるサービス利用については交通費は無料です。
- ⑥ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して介護サービスを提供した場合、特別地域加算として所定の単位数に 15%を加算した料金をいただきます。
 [*別に厚生労働大臣が定める 離島振興対策実施地域、振興山村、小笠原諸島、特定農産村地域、過疎地域、その他]
- ⑦ 国で定めた介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして創設されたものとし、介護職員処遇改善加算として所定の単位数に 14.5%を加算した料金をいただきます。
- ⑧ 訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図る事業所として、特定事業所加算を受けており、そのため介護保険給付について通常の基準より 10%加算した料金を介護報酬とし利用者負担に関してもその分を反映することとされています。

5 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべき事が起こった場合は、契約書本文第9条に基づき、当事業所は金銭により賠償いたします。

当事業所は以下の損害賠償保険に加入しています。

○加入保険名 社協総合保障プラン Bタイプ

6 プライバシーの保護

- ① 当事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者やご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、管理者のもと管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。
- ② 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的としたサービス担当者会議などで利用調整を行う際に必要となりますので別紙の同意書の記名押印に同意していただきます。

7 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中にお客様の容態の変化などがあった場合は、主治医、救急隊、親族などへ連絡いたします。その際、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。またサービス提供時に事故が発生した場合についても同様、関係者に連絡をすると共に必要な措置を講じます。

8 虐待の防止について

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	山 岸 由 紀
-------------	-----	---------

- (2) 成年後見人制度の利用を支援しています。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 書面掲示について

当事業所は、原則として重要事項等の情報を Web サイト（法人のホームページ等）に掲載、公表しなければならないこととされています。

10 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

枝幸町ホームヘルプサービスセンター お客様相談コーナー	電話番号	0163-62-2601
	FAX番号	0163-69-2021
	相談員(責任者)	山岸由紀
	対応時間	午前 8:30~午後 5:15

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

枝幸町介護保険相談窓口	所在地	枝幸町本町916番地
	電話番号	0163-62-1337
	FAX番号	0163-62-3353
	対応時間	午前 8:30~午後 5:15
北海道国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5161
	FAX番号	011-233-2178
	対応時間	午前 9:00~午後 5:00

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

所在地 枝幸郡枝幸町北栄町1474番地1

(事業者) 事業者名 社会福祉法人 枝幸町社会福祉協議会

説明者 _____ (印)

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

住所 北海道枝幸郡枝幸町

(利用者)

氏名 _____ (印)

住所 _____

(代理人)

氏名 _____ (印)

個人情報使用同意書（サービス事業者用）

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

記

1 使用する目的

利用者のための介護予防・生活支援サービス計画及び居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合

2 使用する事業者の範囲

訪問介護サービス利用及び付随する保健福祉医療に関する関係事業者等

3 使用する期間

指定訪問介護（ホームヘルプ）の契約期間

4 条件

(ア)個人情報の提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。

(イ)個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

居宅訪問介護事業者
社会福祉法人 枝幸町社会福祉協議会
枝幸町ホームヘルプサービスセンター 様

(利用者) 住所 北海道枝幸郡枝幸町 _____

氏名 _____ ㊞

(利用者の家族) 住所 _____

氏名 _____ ㊞